

「日本版コンパクト」に関する意見

明治大学経営学部教授 塚本一郎

1. 「日本版コンパクト」の導入の効果等について

「日本版コンパクト」という呼称自体が、英国のコンパクト的なものを導入することが望ましいという前提にあるようだが、そもそも現地でのコンパクトの課題が十分検証されているのか疑問である。非営利セクターの形成のされかたや非営利組織をめぐる歴史・制度、政府と非営利組織（NPO）との関係性が異なる国の制度枠組みを参考とするのであればその効果や課題も含め、十分検証されるべきである。

仮に、コンパクト的なものを導入する場合、その効果としては、下記の点が考えられる。

- ・対話・協議のプロセスの確立により、両者（政府・NPO）との関係性の継続的改善が可能に
- ・公共サービスの設計や供給プロセスにおける市民参加が可能となる。両者の協議を通じて、目的やアウトカムの設定が可能となり、公共サービスの質の向上や市民の自治意識の向上に資する。
- ・目的やアウトカムのなかに経済的価値のみならず、社会的価値を盛り込むことで、地域社会の価値の向上に資する。
- ・効果的な協議やモニタリング・プロセスが確立されることにより、公共サービスの質の改善やインパクト・アウトカムの継続的評価・検証が可能となる（コンパクトは関係性の改善のみならず、公共サービスの「現代化」が目的）。
- ・公共調達・公契約・補助の仕組み・プロセスの改善が可能となる。
- ・コンパクトは「協約」（協定）であり、それ自体に法的拘束力はないが、コンパクトの枠組み・プロセス、あるいは行動規範（code）の制定を通じて、公共調達に関するルール、法の順守・普及が可能となる。

しかし、ローカル・コンパクトが実際には関係性の改善につながっていないという指摘もなされている。合意事項が守られないケースもある。運営コストの負担の問題もある。

2. 日本において「コンパクト」的な仕組みを導入する際の論点

イギリスのナショナル・コンパクトとローカル・コンパクトは、セクター間の協約であり、日本の一部自治体で普及し、個別契約における関係性を規定する「協定書」とは異なる。日本で、コンパクトのようなセクター間協約を導入し、実効性を持たせる場合、下記のような課題が考えられる。

- ・日本では、NPO において「セクター」としてのアイデンティティが弱く、NPO 間の水平的利害調整の仕組みが弱い。これは地域社会において、代表性と政策的専門性のある中間支援組織（local infrastructure organizations）の未成熟の問題とも関連している。
 - ・日本では「協働」が、「政府」との協働というより、「行政」との協働と考えられがちで、議員の関与が弱い。

- ・コンパクトのパートナーとなる NPO（あるいは市民セクター）の範囲を規定すること自体、日本のように非営利法人制度が縦割りで複雑な国では困難である。線引きは各自治体が判断することになるだろうが、全国版「コンパクト」でモデルを提示する必要がある。
- ・コンパクトを普及させるための実効性の担保や、インセンティブの仕組みを確立する必要がある。

3. 意見

呼称はともあれ「日本版コンパクト」を導入すること自体には意義があると考えられる。市民自治意識の向上、ローカル・ガバナンスの質の向上、市民参画型での公共サービスの質の向上と地域活性化、そして、地域価値を向上させる仕組みとして有効であると考えられるからである。仮に補助金等公的資金を投入するとしても、個別の組織への配分ではなく、戦略策定機能を有するパートナーシップ（協議体）に配分することで、より政策的・戦略的・効果的な公的資金の活用が可能となると考えられる。

しかしながら、①コンパクトの目的と、②その目的と整合性のある仕組み、③実効性の担保（法整備を含む）、④成果の検証・評価・改善の仕組みについて、さらなる議論が必要である。そうした議論を踏まえ、コンパクトのモデルとなる全国版コンパクトの策定については、既存の全国・地方の民間中間支援組織の代表が参加できる協議体をつくり、本専門調査会も策定に関与し、原案を策定し、広くパブリックコメントなども実施することが望ましいと考える。

全国版コンパクトを地方に普及させる仕組みとしては、地方の自治体・NPOに何らかのインセンティブや支援・補助の仕組みを付与する必要がある。例えば、ローカル・コンパクトを導入した場合、過度な財政支出を抑制し地方分権の推進を阻害しない範囲で、その運営コストの一部を政府が例えば「パートナーシップ型地域活性化資金」（仮称）として補助する仕組みも考えられる。その全国的配分にあたっては、補助対象となるローカル・コンパクトを認証する仕組みや（地方自治体が「ローカル・コンパクト」的なものを導入するのは当然自由であるので、補助対象となるコンパクトを認証する仕組みという意味）、社会的価値評価を組み込んだ成果検証の仕組みも地方の独自性を損なわない範囲で検討の余地がある。

補助費の使途については、目的に合致する範囲で基本的に自治体の裁量に委ねるが、資金管理は自治体が担う一方、具体的な使途については必ずコンパクトの協議プロセスを活用することを条件とすることが望ましいと考える。また費用の一部を中間支援組織育成・強化のための基盤整備、自治体職員の研修費用などに充てることを条件とすることも検討の余地がある。

以上の点を実現し実効性を担保するには法的根拠が必要であるので、基本法や関連法規の整備が必要となるだろう。また NPO(市民セクター)との協議を通じて、イギリスの *The Commission for the compact* のような「コンパクト」を推進し、モニタリングや評価を担う非省庁型公共機関のようなものが必要になるのではないかと考える。